



山形県公報

令和8年4月3日(金)
第692号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                                       |                    |     |
|-------------------------------------------------------|--------------------|-----|
| ○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………                          | (最上総合支庁地域健康福祉課) …… | 353 |
| ○同……………                                               | (同) ……             | 354 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定…………… | (同) ……             | 同   |
| ○指定居宅サービス事業者の指定……………                                  | (庄内総合支庁地域保健福祉課) …… | 同   |
| ○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………                          | (同) ……             | 同   |
| ○同……………                                               | (同) ……             | 355 |
| ○同……………                                               | (同) ……             | 同   |
| ○介護老人保健施設の許可……………                                     | (同) ……             | 同   |
| ○介護老人保健施設の廃止……………                                     | (同) ……             | 同   |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………                        | (同) ……             | 356 |
| ○特定計量器の定期検査の実施……………                                   | (産業創造振興課) ……       | 同   |
| ○同……………                                               | (同) ……             | 358 |
| ○農地を利用する権利の設定の裁定……………                                 | (農業経営・所得向上推進課) ……  | 359 |
| ○同……………                                               | (同) ……             | 同   |
| ○同……………                                               | (同) ……             | 360 |
| ○公共測量の終了の通知……………                                      | (農村計画課) ……         | 同   |
| ○同……………                                               | (同) ……             | 361 |
| ○同……………                                               | (同) ……             | 同   |
| ○土地改良区の役員の退任の届出……………                                  | (村山総合支庁農村計画課) ……   | 同   |
| ○土地改良区の役員の就任の届出……………                                  | (同) ……             | 362 |
| ○土地改良区の定款変更の認可……………                                   | (同) ……             | 363 |
| ○同……………                                               | (最上総合支庁農村計画課) ……   | 同   |
| ○土地改良区の役員の就任の届出……………                                  | (庄内総合支庁農村計画課) ……   | 同   |

### 公 告

|                 |            |     |
|-----------------|------------|-----|
| ○一般競争入札の公告…………… | (水産振興課) …… | 同   |
| ○同……………         | (教育局) ……   | 365 |
| ○同……………         | (同) ……     | 367 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第262号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                   | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|-----------------------------------------------|---------|-------------|
| 社会福祉法人大蔵福祉会            | 指定訪問介護事業所ホームヘルプサービスすいめい<br>最上郡大蔵村大字清水3137番地60 | 訪 問 介 護 | 令和 8. 3. 31 |

**山形県告示第263号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                             | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|-----------------------------------------|---------|-------------|
| 社会福祉法人新寿会              | デイサービスセンターあじさい<br>新庄市大字本合海字福田界1802-25番地 | 通 所 介 護 | 令和 8. 3. 31 |

**山形県告示第264号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 合同会社M a m u r o<br>最上郡真室川町大字新町253番地20 | 障がい者グループホームいずみ<br>最上郡真室川町大字新町253番地7 | 共 同 生 活 援 助 | 令和 8. 4. 1 |

**山形県告示第265号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------|----------------------------------|---------|------------|
| 社会福祉法人本楯たちばな会          | うららホームヘルプサービス<br>酒田市本楯字前田127番地の2 | 訪 問 介 護 | 令和 8. 4. 1 |

**山形県告示第266号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類         | 廃止年月日       |
|------------------------|------------------------------|-----------------|-------------|
| 医療法人宏友会                | 老人保健施設うらら<br>酒田市本楯字前田127番地の2 | 訪問リハビリテー<br>ション | 令和 8. 3. 31 |

**山形県告示第267号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|----------------------------------|---------|-------------|
| 医療法人宏友会                | うららホームヘルプサービス<br>酒田市本楯字前田127番地の2 | 訪 問 介 護 | 令和 8. 3. 31 |

**山形県告示第268号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|-----------------------------|---------|-------------|
| 社会福祉法人酒田市社会福祉<br>協議会   | 酒田市デイサービスセンター松山<br>酒田市西田6番地 | 通 所 介 護 | 令和 8. 3. 31 |

**山形県告示第269号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 介護老人保健施設の開設者<br>の名称又は氏名 | 介護老人保健施設の名称及び所在地               | サービスの種類        | 許可年月日      |
|-------------------------|--------------------------------|----------------|------------|
| 社会福祉法人本楯たちばな<br>会       | 介護老人保健施設うらら<br>酒田市本楯字前田127番地の2 | 介護保健施設サー<br>ビス | 令和 8. 4. 1 |

**山形県告示第270号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 介護老人保健施設の開設者<br>の名称又は氏名 | 介護老人保健施設の名称及び所在地             | サービスの種類        | 廃止年月日       |
|-------------------------|------------------------------|----------------|-------------|
| 医療法人宏友会                 | 老人保健施設うらら<br>酒田市本楯字前田127番地の2 | 介護保健施設サー<br>ビス | 令和 8. 3. 31 |

**山形県告示第271号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類         | 廃止年月日       |
|----------------------|------------------------------|-----------------|-------------|
| 医療法人宏友会              | 老人保健施設うらら<br>酒田市本楯字前田127番地の2 | 介護予防訪問リハビリテーション | 令和 8. 3. 31 |

**山形県告示第272号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器                    | 検査期日     |                         | 検査場所            | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------|----------------------------------|----------|-------------------------|-----------------|----------------------------|
| 東根市  | 計量法施行令第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり | 令和8年6月1日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで   | 小田島公民館          | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
|      |                                  | 同        | 午後1時から<br>午後2時30分まで     | 大富公民館           |                            |
|      |                                  | 同 月2日    | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 神町公民館           |                            |
|      |                                  | 同 月3日    | 午前10時から<br>午前11時30分まで   |                 |                            |
|      |                                  | 同        | 午後1時から<br>午後2時30分まで     | 東郷公民館           |                            |
|      |                                  | 同 月4日    | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 東根市役所<br>(北側車庫) |                            |
| 天童市  | 同                                | 同 月8日    | 午前10時から<br>午前11時30分まで   | 高掬公民館           |                            |
|      |                                  | 同        | 午後1時から<br>午後2時30分まで     | 千布公民館           |                            |
|      |                                  | 同 月9日    | 午前10時から<br>午前11時30分まで   | 津山公民館           |                            |
|      |                                  | 同        | 午後1時から<br>午後2時30分まで     | 山口公民館           |                            |
|      |                                  | 同 月10日   | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 天童中部公民館         |                            |
|      |                                  | 同 月11日   | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                 |                            |
| 尾花沢市 | 同                                | 同 月17日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 尾花沢市役所車庫        |                            |
|      |                                  | 同 月18日   |                         |                 |                            |
|      |                                  | 同 月19日   |                         |                 |                            |

|       |   |       |                          |                           |
|-------|---|-------|--------------------------|---------------------------|
| 新 庄 市 | 同 | 月24日  |                          |                           |
|       | 同 | 月25日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 新庄市役所第2庁舎                 |
|       | 同 | 月26日  |                          |                           |
| 最 上 町 | 同 | 年7月2日 | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 最上町産業振興センター               |
| 舟 形 町 | 同 | 月3日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 舟形町役場車庫                   |
| 金 山 町 | 同 | 月6日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 金山町役場                     |
| 真室川町  | 同 | 月7日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 真室川町情報センター<br>(真室川町役場向かい) |
| 大 蔵 村 | 同 | 月8日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 大蔵村中央公民館                  |
| 鮭 川 村 | 同 | 月9日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 鮭川村役場<br>(西側車庫)           |
| 戸 沢 村 | 同 | 月10日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 戸沢村役場                     |
| 鶴 岡 市 | 同 | 月22日  | 午前10時30分から<br>午前11時30分まで | 由良コミュニティセンター              |
|       | 同 |       | 午後1時から<br>午後2時まで         | 加茂コミュニティ防災センター            |
|       | 同 |       | 午後2時30分から<br>午後3時30分まで   | 湯野浜コミュニティセンター             |
|       | 同 | 月23日  | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで   | 鶴岡市農村センター                 |
|       | 同 | 月24日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで   | 出羽商工会本所                   |
|       | 同 | 月27日  | 午前10時30分から<br>午後3時30分まで  | 鶴岡市役所車庫棟                  |
|       | 同 | 月28日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで   |                           |
|       | 同 | 月29日  | 午前10時30分から<br>午後3時30分まで  |                           |
|       | 同 | 月30日  | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで   |                           |
|       | 同 | 月31日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで   |                           |
| 村 山 市 | 同 | 年8月3日 | 午前10時から<br>午後2時30分まで     | 戸沢地域市民センター                |
|       | 同 | 月4日   | 午前10時から<br>午後2時30分まで     | 甌 葉 プ ラ ザ                 |
|       | 同 | 月5日   | 午前10時から<br>午後2時30分まで     |                           |

|      |   |        |                         |                        |
|------|---|--------|-------------------------|------------------------|
| 庄内町  | 同 | 月24日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 庄内町役場立川総合支<br>所（北側車庫）  |
|      | 同 | 月25日   | 午前10時30分から<br>午後3時30分まで | 庄内町余目第二まちづ<br>くりセンター   |
| 三川町  | 同 | 月26日   | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで  | 三川町公民館（農村環<br>境改善センター） |
| 大石田町 | 同 | 年9月11日 | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 大石田町役場車庫               |
| 鶴岡市  | 同 | 月17日   | 午後1時から<br>午後3時30分まで     | 鼠ヶ関公民館                 |
|      | 同 | 月18日   | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで  | 鶴岡市温海庁舎                |
|      | 同 | 月25日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 藤島地域スクールバス<br>車庫       |
|      | 同 | 月28日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 羽黒コミュニティセン<br>ター       |
|      | 同 | 月29日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 鶴岡市櫛引庁舎車庫              |
|      | 同 | 月30日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 鶴岡市朝日庁舎                |

山形県告示第273号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器                                                    | 検査<br>期<br>日                                  | 検査場所                                        | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------|
| 鶴岡市  | 計量法施行令<br>第10条第1項<br>に規定する非<br>自動はかり、<br>分銅及びおも<br>り並びに皮革<br>面積計 | 令和8年6月1日から<br>同 年12月18日まで<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の<br>所在場所又は指定定期<br>検査機関が指定する場<br>所 | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
| 新庄市  |                                                                  |                                               |                                             |                            |
| 村山市  |                                                                  |                                               |                                             |                            |
| 天童市  |                                                                  |                                               |                                             |                            |
| 東根市  |                                                                  |                                               |                                             |                            |
| 尾花沢市 |                                                                  |                                               |                                             |                            |
| 大石田町 |                                                                  |                                               |                                             |                            |
| 金山町  |                                                                  |                                               |                                             |                            |
| 最上町  |                                                                  |                                               |                                             |                            |
| 舟形町  |                                                                  |                                               |                                             |                            |

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 真室川町 |  |  |  |
| 大蔵村  |  |  |  |
| 鮭川村  |  |  |  |
| 戸沢村  |  |  |  |
| 三川町  |  |  |  |
| 庄内町  |  |  |  |

**山形県告示第274号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番            | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-------------------|----|------------|
| 新庄市大字鳥越字橋向523番1   | 田  | 946        |
| 新庄市大字鳥越字橋向526番3   | 田  | 1,760      |
| 新庄市大字鳥越字橋向538番    | 田  | 1,723      |
| 新庄市大字鳥越字岩木4688番   | 田  | 2,890      |
| 新庄市大字鳥越字熊ノ沢1497番9 | 畑  | 4,255      |

2 利用権の内容等

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和8年5月 | 10年  | 298,710円     |

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局新庄支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

**山形県告示第275号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番         | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 南陽市川樋字山崎4169番  | 田  | 1,097      |
| 南陽市川樋字清水尻4557番 | 田  | 3,024      |

2 利用権の内容等

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和8年7月 | 5年   | 185,445円     |

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第276号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番            | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-------------------|----|------------|
| 南陽市赤湯字沼端1142番 1   | 田  | 1,396      |
| 南陽市赤湯字芳野前南2311番 4 | 田  | 2,327      |

2 利用権の内容等

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和8年7月 | 5年   | 102,380円     |

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

最上郡最上町大字黒澤地内

- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年7月22日から令和8年3月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第278号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市羽黒町玉川地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年11月4日から令和8年2月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）

**山形県告示第279号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市馬町地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年11月10日から令和8年2月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）

**山形県告示第280号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、天童土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 今 野 宏 昭 | 天童市北目四丁目1番25号 |
| 同        | 押 野 弘 行 | 同 小関二丁目4番68号  |
| 同        | 清 野 明 信 | 同 大字成生178番地   |
| 同        | 那 須 敬   | 同 矢野目1387番地   |
| 同        | 山 崎 諭   | 同 蔵増甲1067番地   |
| 同        | 熊 澤 忠 志 | 同 窪野目187番地の2  |

|     |           |   |             |
|-----|-----------|---|-------------|
| 同   | 土 屋 義 一   | 同 | 貫津11番地      |
| 同   | 石 山 重 美   | 同 | 高掬南91番地     |
| 同   | 佐 藤 圭 一 郎 | 同 | 高掬北2185番地 1 |
| 同   | 土 屋 健 吾   | 同 | 長岡45番地      |
| 監 事 | 細 矢 敏 和   | 同 | 大清水483番地の 8 |
| 同   | 山 澤 久 也   | 同 | 塚野目甲328番地   |
| 同   | 見 澤 正 俊   | 同 | 清池52番地      |

山形県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、天童土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 東 海 林 朋 法 | 天童市大字原町乙20番地   |
| 同        | 押 野 弘 行   | 同 小関二丁目 4 番68号 |
| 同        | 清 野 明 信   | 同 大字成生178番地    |
| 同        | 那 須 敬     | 同 矢野目1387番地    |
| 同        | 山 崎 諭     | 同 蔵増甲1067番地    |
| 同        | 熊 澤 忠 志   | 同 窪野目187番地の 2  |
| 同        | 遠 藤 秀 樹   | 同 貫津242番地      |
| 同        | 石 山 重 美   | 同 高掬南91番地      |
| 同        | 長 谷 川 幸 悦 | 同 高掬番外 2 番地    |
| 同        | 土 屋 一 美   | 同 長岡45番地       |
| 監 事      | 細 矢 敏 和   | 同 大清水483番地の 8  |
| 同        | 片 桐 博 之   | 同 矢野目315番地の 1  |
| 同        | 見 澤 正 俊   | 同 清池52番地       |

**山形県告示第282号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市飯沢62番地の2
- 3 認可年月日  
令和8年3月27日

**山形県告示第283号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町舟形909番地4
- 3 認可年月日  
令和8年3月26日

**山形県告示第284号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、庄内赤川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所        |
|----------|---------|------------|
| 理 事      | 長 谷 川 篤 | 鶴岡市中楯101番地 |

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県漁業監視調査船の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形県松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日時 令和8年5月13日（水） 午後2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量 山形県漁業監視調査船 1隻
  - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書、一般配置図、建造仕様書及び指定メーカー表による。

- (3) 予定価格 1,268,997,400円
  - (4) 納入期限 令和10年4月28日まで
  - (5) 納入場所 契約担当者が指定する場所
  - (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 過去10年以内（平成28年度以降に完成）に、次に掲げる要件をそれぞれ満たす船舶の建造工事を履行した実績があること（なお、複数の船舶で以下の全ての要件を満たすことも可とする。）。
    - イ 総トン数50トン以上又は長さ（登録）23m以上の、国又は地方公共団体の漁業取締船、巡視船、警備艇又は監視艇等
    - ロ アルミ合金製ディーブV型船底形状を有する、最高速力30ノット以上の滑走型高速艇
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県農林水産部水産振興課水産行政担当  
023(630)3299
  - (2) 入札説明書等の交付場所等 山形県農林水産部水産振興課で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年4月23日（木）午後1時、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年4月17日（金）午後1時までに山形県農林水産部水産振興課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) 契約の締結に当たっては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年県条例第6号）第2条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Fisheries surveillance research vessel: 1
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. May 13, 2026
- (3) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3299

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県立学校LED照明器具賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和8年5月14日（木）午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
令和8年度 長期継続契約 山形県立学校LED照明器具賃貸借サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和18年9月30日まで  
ただし、契約締結の日から令和8年9月30日までは、賃貸借物件の設置期間とするもので、当該設置に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和18年9月30日までとする。
- (4) 入札方法 (3)の賃貸借期間の総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった賃貸借期間の総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を

除く。)

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 過去5年以内に国又は地方公共団体等が発注した種類をほぼ同じくするリース業務の実績を有するものであること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局教育政策課学校施設係（山形県庁13階） 電話番号023(630)2861

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年4月23日（木）午後1時まで4の契約条項を示す場所に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び3の(7)に係る事項を証明する書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び個人情報保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Lease of LED lighting equipment at Yamagata Prefectural Schools: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 14, 2026

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2861

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県立高等学校特別教室空調設備賃貸借契約の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和8年5月14日（木）午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
県立高等学校特別教室空調設備賃貸借契約 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和24年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (7) 過去5年以内に国又は地方公共団体等が発注した種類をほぼ同じくするリース業務の実績を有するものであること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局教育政策課学校施設係（山形県庁13階） 電話番号023(630)2861

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の

2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年4月23日（木）午後1時まで4の契約条項を示す場所に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び3の(7)に係る事項を証明する書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Lease of air conditioning equipment at Yamagata Prefectural High Schools: 1 set

(2) Time-limit for the tender: 11:00 A.M. May 14, 2026

(3) Contact point for the notice: Education Policy Planning Division, Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630)2861

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤     | 正     |
|-------------|------------|-----|------|-------|-------|
| 令和 8. 3. 24 | 第689号      | 248 | 下から1 | 2,867 | 2,687 |